共同生活介護に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

	(肉炒的为16英亚的为)
改正案	現行
第9 共同生活介護	第9 共同生活介護
1 共同生活介護サービス費(1日につき)	1 共同生活介護サービス費(1日につき)
イ 共同生活介護サービス費 <u>(I)</u>	イ 共同生活介護サービス費
(1) 区分 6 <u>645単位</u>	(1) 区分 6 <u>444単位</u>
(2) 区分 5 <u>528単位</u>	(2) 区分 5 <u>353単位</u>
(3) 区分 4 <u>449単位</u>	(3) 区分 4 <u>300単位</u>
(4) 区分 3 <u>383単位</u>	(4) 区分 3 <u>273単位</u>
(5) 区分 2 <u>294単位</u>	(5) 区分 2 <u>210単位</u>
□ 共同生活介護サービス費(I)	
(1) 区分 6 594 単位	
(2) 区分 5 477単位	
(3) 区分 4 398単位	
(4) 区分 3 332単位	
(5) 区分 2 243 単位	
<u>ハ 共同生活介護サービス費(Ⅲ)</u>	
(1) 区分 6 561 単位	
(2) 区分 5 444単位	
(3) 区分 4 365 单位	
(4) 区分 3 299単位	
(5) 区分 2 210単位	
二 共同生活介護サービス費(N)	
(1) 区分 6 675 单位	
(2) 区分 5 558単位	
	·

- (3) 区分4 479単位
- (4) 区分3 413単位
- (5) 区分2 324単位
- ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 142単位
 - 注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者をいう。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)(第16の1の注1において「知的障害者等」という。)に対して、指定共同生活介護(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
 - 2 イについては、指定障害福祉サービス基準第138条第1項 第1号の規定により置くべき世話人(以下この第9において 「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4 で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事 に届け出た指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス 基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をい う。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合 に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する
 - 3 口については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知 事に届け出た指定共同生活介護事業所(注2に規定する指定 共同生活介護事業所を除く。)において、指定共同生活介護 を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位 数を算定する。

- ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 142単位
 - 注1 イ<u>及び口</u>については、区分2以上に該当する知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者をいう。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)(第16の1の注1において「知的障害者等」という。)に対して、指定共同生活介護(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
 - 2 イについては、指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、平成21年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、障害程度区分にかかわらず、イの共同生活介護サービス費(5)に掲げる単位数を算定する。

- 4 ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活介護事業所以外の指定共同生活介護事業所及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)以外において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 平成24年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附 則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者 に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、イから ハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。
 - (1) 注2に規定する指定共同生活介護事業所の場合
 - (-) 区分6 434単位
 - (二) 区分5 388単位
 - (三) 区分4 356単位
 - (2) 注3に規定する指定共同生活介護事業所の場合
 - (一) 区分6 383単位
 - (二) 区分 5 337 単位
 - (三) 区分4 305単位
 - (3) 注4に規定する指定共同生活介護事業所の場合
 - (-) 区分6 350単位
 - (二) 区分5 304単位
 - (三) 区分4 272単位
- 6 二については、一時的に体験的な指定共同生活介護の利用 が必要と認められる者に対し、指定共同生活介護(1回当た り連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害程

度区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を 算定する。

- 7 <u>ホ</u>については、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、<u>平成24年</u>3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。
- 8 イからホまでに掲げる共同生活介護サービス費 (注5に規定する場合を含む。) の算定に当たって、イから二までについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
 - (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
 - (2) 指定共同生活介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第154条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第154条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活介護計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95
 - (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下この第9において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上

- 3 <u>ロ</u>については、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、<u>平成21年</u>3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 イ<u>及び口</u>に掲げる共同生活介護サービス費の算定に当たって、<u>イについては</u>次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に<u>、口</u>については次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
 - (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
 - (2) 指定共同生活介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第154条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第154条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活介護計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95
 - (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下この第9において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上

である場合 100分の95

- (4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93
- 9 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(注5の適用を受けている間)又は小の経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。)及び重度訪問介護を受けている間(注5の適用を受けている間又は小の経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。)を除く。)又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活介護サービス費は、算定しない。

1の2 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(I) 7単位
- 口 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 4単位
 - 注1 イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第13 8条第1項の規定により置くべき生活支援員(以下この第9 において「生活支援員等」という。)(注2において「世話 人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち 、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者 の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届 け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護 を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
 - 2 口については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの として都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所に

である場合 100分の95

- (4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93
- 5 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(イの共同生活介護サービス費(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は口の経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間(イの共同生活介護サービス費(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は口の経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。)を除く。)又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活介護サービス費は、算定しない。

おいて、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所 定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福 祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しな い。

- (1) 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること
- (2) 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、 3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であ ること。
- 2 夜間支援体制加算
 - イ 夜間及び深夜の時間帯において、<u>世話人又は</u>生活支援員等が支援を行う利用者(以下<u>この第9の2において</u>「夜間支援対象利用者」という。)が4人以下の場合
 - (1) 区分5及び区分6 314単位
 - (2) 区分4 164単位
 - (3) 区分2及び区分3 107単位
 - ロ 夜間支援対象利用者が5人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 273単位
 - (2) 区分4 137単位
 - (3) 区分2及び区分3 98単位
 - ハ 夜間支援対象利用者が6人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 238単位
 - (2) 区分4 119単位
 - (3) 区分2及び区分3 89単位
 - ニ 夜間支援対象利用者が7人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 216単位

2 夜間支援体制加算

- イ 夜間及び深夜の時間帯において、<u>指定障害福祉サービス基準第</u> 138条に規定する世話人、生活支援員等が支援を行う利用者(以下 「夜間支援対象利用者」という。)が10人以下の場合
 - (1) 区分5及び区分6 97単位
 - (2) 区分4 52単位
 - (3) 区分2及び区分3 24単位
- ロ 夜間支援対象利用者が11人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 85単位
- (2) 区分4 40単位
- (3) 区分2及び区分3 20単位
- ハ 夜間支援対象利用者が12人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 83単位
 - (2) 区分4 38単位
 - (3) 区分2及び区分3 17単位
- ニ 夜間支援対象利用者が13人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 79単位

- (2) 区分4 99単位
- (3) 区分2及び区分3 75単位
- ホ 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下の場合
 - (1) 区分5及び区分6 171単位
 - (2) 区分4 81単位
 - (3) 区分2及び区分3 59単位
- へ 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下の場合
 - (1) 区分5及び区分6 115単位
 - (2) 区分4 52単位
 - (3) 区分2及び区分3 37単位
- ト 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下の場合
 - (1) 区分5及び区分6 100単位
 - (2) 区分4 37単位
- (3) 区分2及び区分3 23単位
- チ 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下の場合
 - (1) 区分5及び区分6 89単位
 - (2) 区分4 26単位
 - (3) 区分2及び区分3 14単位

- (2) 区分4 34単位
- (3) 区分2及び区分3 15単位
- ホ 夜間支援対象利用者が14人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 72単位
 - (2) 区分4 27単位
 - (3) 区分2及び区分3 13単位
- へ 夜間支援対象利用者が15人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 71単位
 - (2) 区分4 26単位
 - (3) 区分2及び区分3 11単位
- ト 夜間支援対象利用者が16人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 71単位
- (2) 区分4 26単位
- (3) 区分2及び区分3 9単位
- チ 夜間支援対象利用者が17人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 68単位
 - (2) 区分4 23単位
 - (3) 区分2及び区分3 8単位
- リ 夜間支援対象利用者が18人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 63単位
 - (2) 区分4 18単位
 - (3) 区分2及び区分3 7単位
- ヌ 夜間支援対象利用者が19人の場合
 - (1) 区分5及び区分6 62単位
 - (2) 区分4 17単位
 - (3) 区分2及び区分3 6単位
- ル 夜間支援対象利用者が20人の場合

- <u>リ</u> 夜間支援対象利用者が21以上30人以下の場合(夜間支援対象利 用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)
 - (1) 区分5及び区分6 78単位
 - (2) 区分4 15単位
 - (3) 区分2及び区分3 5単位
 - 注 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制(以下「夜間支援体制」という。)を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 3 重度障害者支援加算 26単位
 - 注 第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)の数が2以上である指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 日中支援加算
 - イ 区分4から区分6まで 539単位

- (1) 区分5及び区分6 61単位
- (2) 区分4 16単位
- (3) 区分2及び区分3 5単位
- <u>ヲ</u> 夜間支援対象利用者が21以上30人以下の場合(夜間支援対象利 用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)
 - (1) 区分5及び区分6 56単位
 - (2) 区分4 11単位
 - (3) 区分2及び区分3 1単位
 - 注 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制(以下「夜間支援体制」という。)を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 3 重度障害者支援加算 26単位
 - 注 第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)の数が2以上である指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 日中介護等支援加算 539単位

ロ 区分2及び区分3 270単位

- 5 自立生活支援加算 14単位
 - 注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府 県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身 等での生活(以下この注及び第16の2において「単身生活等」と いう。)が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承 認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向 けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象と なる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加 算する。
 - (1) 共同生活介護計画の対象となる期間の初日が属する年度の 前年度及び前々年度において、指定共同生活介護事業所を退去 し、単身生活等へ移行した利用者((2)において「単身生活等移 行者」という。)の数が、当該指定共同生活介護事業所の利用 定員の数の100分の50以上であること。
 - (2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した

- 注 指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)が、区分4以上に該当し、かつ、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援又は通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)が心身の状況等により当該支給決定を受けている障害福祉サービスを利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。
- 5 自立生活支援加算 14単位
 - 注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府 県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単 身等での生活(以下この注及び第16の2において「単身生活等」 という。)が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の 承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行 に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の 対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位 数を加算する。
 - (1) 共同生活介護計画の対象となる期間の初日が属する年度の 前年度及び前々年度において、指定共同生活介護事業所を退去 し、単身生活等へ移行した利用者((2)において「単身生活等移 行者」という。)の数が、当該指定共同生活介護事業所の利用 定員の数の100分の50以上であること。
 - (2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した

者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分 の50以上であること。

6 入院時支援特別加算

- イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及 び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 5 61単位
- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,12 2単位
 - 注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が診療所(当該指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

6の2 長期入院時支援特別加算

- イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 122単位
- ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している 場合 76単位
- 注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院 又は診療所(当該指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設す る病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害 福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所 に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計 画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し

者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分 の50以上であること。

6 入院時支援特別加算

- イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 5 61単位
- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,12 2単位
 - 注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が診療所(指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

6の2 長期入院時支援特別加算

- イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 122単位
- ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している 場合 76単位
- 注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院 又は診療所(指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病 院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉 サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置 くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に 基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当

、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

7 帰宅時支援加算

- イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日 及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3 日以上7日未満の場合 187単位
- ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計 が7日以上の場合 374単位
- 注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外 泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計 に応じ、所定単位数を算定する。

7の2 長期帰宅時支援加算

- イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 40単位
- ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している 場合 25単位
- 注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外 泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。) の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、 1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、7 の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。
- 8 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

7 帰宅時支援加算

- イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日 及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3 日以上7日未満の場合 187単位
- ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計 が7日以上の場合 374単位
- 注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外 泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計 に応じ、所定単位数を算定する。

7の2 長期帰宅時支援加算

- イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 40単位
- ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している 場合 25単位
- 注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外 泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。) の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、 1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、7 の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活介護計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算が算定された期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

- 1 ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、1人以上配置していること。
- 2 事業所の従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び刑務 所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行ってい ること。
- 3 保護観察所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機 関との協力体制が整っていること。

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等

に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)第42条第1項第2号 に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から 起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者 等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた 者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者。

- 9 医療連携体制加算
 - イ 医療連携体制加算(I) 500単位
 - 口 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位
 - 注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定 共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対し て看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日 につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導 料等の算定対象となる利用者については、算定しない。
 - 2 口については、医療機関等との連携により、看護職員を指定 共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用 者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対 し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位 数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象 となる利用者については、算定しない。

(削除)

8 小規模事業加算

平成18年10月1日から平成21年3月31日までの間

- (1) 入居定員が4人の場合 37単位
- (2) 入居定員が5人の場合 14単位
- 注 旧指定共同生活援助事業所(旧指定基準(指定障害福祉サービ ス基準附則第5条第1項に規定する旧指定基準をいう。以下同 じ。)第107条に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下

同じ。)であって、平成18年9月30日において現に存するものにおいて引き続き行う指定共同生活介護の事業に係る指定共同生活介護事業所の入居定員(当該指定共同生活介護事業所が複数の共同生活住居を有する場合であって、専任の世話人が置かれている共同生活住居については、当該共同生活住居の入居定員とする。)が4人又は5人であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 小規模事業夜間支援体制加算

平成18年10月1日から平成21年3月31日までの間

- (-) 夜間支援対象利用者が4人の場合
 - a 区分5及び区分6 127単位
 - b 区分4 65単位
 - c 区分2及び区分3 26単位
- (二) 夜間支援対象利用者が5人の場合
 - a 区分5及び区分6 98単位
- b 区分4 46単位
- c 区分2及び区分3 22単位
- (三) 夜間支援対象利用者が6人の場合
 - a 区分5及び区分6 73単位
 - b 区分4 33単位
 - c 区分2及び区分3 18単位
- (四) 夜間支援対象利用者が7人の場合
 - a 区分5及び区分6 57単位
- b 区分4 19単位
- c 区分2及び区分3 11単位

- (玉) 夜間支援対象利用者が8人の場合
 - a 区分5及び区分6 42単位
 - b 区分4 12単位
 - c 区分2及び区分3 8単位
- (ボ) 夜間支援対象利用者が9人の場合
 - a 区分5及び区分6 32単位
 - b 区分4 5単位
 - c 区分2及び区分3 3単位
- 注 旧指定共同生活援助事業所(平成18年4月1日において現に夜間支援体制を確保しているもの又は平成18年4月1日以降に開始された旧指定共同生活援助(旧指定基準第106条に規定する指定共同生活援助をいう。)の事業を行うものであって、当該事業を開始した日以降引き続き夜間支援体制を確保しているものに限る。)において引き続き行う指定共同生活介護の事業に係る指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)であって、2の夜間支援体制加算を算定されるもののうち、夜間支援対象利用者が10人未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。